

認定証

SC 相続手続カウンセラー®

SOUZOKU-TETSUZUKI COUNSELOR

藤木秀行殿

貴方は本協会が実施した、養成講座を修了され、課題レポートにおいて認定基準の成績を残されました。

よって、ここに「SC 相続手続カウンセラー」として認定します。

相続手続きの分野において、適格なレベルのトレーニングを受け一定水準の知識、最新の考え方や情報、技術を保持していることを証します。

令和4年9月2日

一般社団法人 相続手続カウンセラー協会

代表理事 米田貴虎

